

## SIAA マーク管理運用規定

「表示・用語等に関する規定」第4項第5号（抗菌加工 SIAA マーク）、第6号（防カビ加工 SIAA マーク）、第7号（抗菌・防カビ加工 SIAA マーク）、及び第8号（抗ウイルス加工 SIAA マーク）に基づき、SIAA マークの管理運用に関して規定する。本規定改訂に伴い防カビ SIAA マーク管理運用規定（K23）は廃棄する。

### 本規定の構成

1. 目的
2. SIAA マークの構成
3. SIAA マーク基本図形の種類
4. SIAA マーク基本図形のカラー
5. SIAA マークの使用条件
6. SIAA マークの表示条件
7. SIAA マークの要件
8. SIAA マークの周辺文字等の表示例
9. 調査報告
10. SIAA マークの適正な運用

### 1. 目的

抗菌加工製品、防カビ加工製品、及び抗ウイルス加工製品等への SIAA マーク表示にあたり、SIAA マークの種類、それらの表示条件及び要件等を定めることにより、消費者がより良い品質と安全性を確保した抗菌加工製品、防カビ加工製品及び抗ウイルス加工製品等を適切に選択できるようにし、もって関連業界の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 2. SIAA マークの構成

次に、抗菌 SIAA マークを例にし、マークの構成を示す。各構成要素の詳細は、7項に示す。



無機抗菌剤・練込  
本体  
JP0123344A001P

基本図形

使用抗菌剤の種類、加工方法  
および加工部位を示す文字情報  
登録番号

SIAA マークは ISO22196 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。

抗菌 SIAA マークの主旨の説明文

### 3. SIAA マーク基本図形の種類

SIAA マーク基本図形には、次に示す抗菌 SIAA マーク、防カビ SIAA マーク、抗菌・防カビ SIAA マーク、及び抗ウイルス SIAA マークがある。

#### 3-1. 抗菌 SIAA マーク基本図形

##### 3-4-1. ISO、JIS 番号付き



##### 3-4-2. ISO、JIS 番号なし



##### 3-4-3. 抗菌製品技術協議会付き（旧マークであり、今後は使用しない）



#### 3-2. 防カビ SIAA マーク基本図形



#### 3-3. 抗菌・防カビ SIAA マーク基本図形



### 3-4. 抗ウイルス SIAA マーク基本図形

#### 3-4-1. ISO 番号あり



#### 3-4-2. ISO 番号なし



## 4. SIAA マーク基本図形のカラー

SIAA マーク基本図形には、そのマークが示す機能に応じてそれぞれの標準色を設定する。その他の色の使用も可能とするが、その場合は単色でグラデーションなしとする。

#### 4-1. 抗菌マーク



【標準色】  
DIC 2576  
C 100, M 0, Y50, K 0

#### 4-2. 防カビマーク



【標準色】  
C 85, M 97, Y0, K 0

#### 4-3. 抗菌・防カビマーク



【標準色】  
DIC 2576  
C 100, M 0, Y50, K 0

#### 4-4. 抗ウイルスマーク



【標準色】  
C 0, M 100, Y70, K 0

## 5. SIAA マークの使用条件

### 5-1. SIAA マークを使用できる会社

抗菌加工製品（もしくは抗菌剤）、防カビ加工製品（もしくは防カビ剤）、**または抗ウイルス加工製品**に SIAA マークを表示できるのは、次のいずれかの場合を除き当該製品を本会に自主登録した正会員のみとする。

- (1) その製品を本会に自主登録した正会員会社の社名、社章（ロゴ）、商標又は登録番号が表示されている抗菌加工製品（もしくは抗菌剤）、防カビ加工製品（もしくは防カビ剤）、**または抗ウイルス加工製品**を取り扱う会社
- (2) 自主登録された抗菌加工製品、防カビ加工製品、**または抗ウイルス加工製品**を販売している会社であって、自主登録した正会員会社から同販売会社が SIAA マーク表示趣旨を理解同意しており、かつ上記抗菌加工製品、防カビ加工製品、**または抗ウイルス加工製品**に関する一切の責任が正会員会社にあることを確認する書面が提出されている会社（OEM 商品）。
- (3) 正会員である印刷会社、カード製作会社、塗料会社が製造している印刷物、カード、塗装品に、登録番号を表示している会社。

### 5-2. SIAA マークを表示できる製品

次に示す各号にすべて合致する抗菌加工製品（もしくは抗菌剤）、防カビ加工製品（もしくは防カビ剤）、**または抗ウイルス加工製品**には、原則として SIAA マークを表示することができる。

- (1) 本会の「品質と安全性に関する自主規格」などのガイドラインに沿って自主管理された抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、防カビ加工製品（もしくは防カビ剤）、**抗ウイルス加工製品**。
- (2) 本会に「品質と安全性に関する入会・自主登録データシート I、II **または V**」に SIAA マークを表示することを明記し、自主登録が完了した抗菌加工製品（もしくは抗菌剤）、防カビ加工製品（もしくは防カビ剤）、**または抗ウイルス加工製品**。自主登録時は SIAA マーク表示の予定ではなかったが、後日、表示することになった場合は、「入会・自主登録データシート I、II **または V**」に追記し、再登録すること。なお、自主登録の完了は本会が「自主登録受理通知書」を発行した時点とする。  
入会・自主登録データシートには SIAA マーク、取扱説明書、カタログ等を添付すること。（原稿、ゲラ刷りの段階が望ましい）
- (3) 本会の正会員が製造または販売している抗菌加工製品（若しくは抗菌剤）、防カビ加工製品（若しくは防カビ剤）、**または抗ウイルス加工製品**。

## 6. SIAA マークの表示条件

SIAA マーク基本図形の表示条件は、次の通りとする。

### 6-1. 抗菌加工製品と抗菌剤

- (1) 同一の抗菌加工製品には A～F のうち 1 種、抗菌剤は F または G の 1 種の抗菌 SIAA マーク基本図形のみを表示し、併用を認めない。
- (2) マーク H、I は、2012 年度末まで使用されていたマークであり、現在は使用を認めないが、既に出荷されている製品はこの限りではない。
- (3) JIS Z 2801 に基づいた試験を行い、JNLA ロゴ付試験成績書を添付して自主登録された非多孔質材料からなる抗菌加工製品には、マーク A または B を表示する。
- (4) JIS Z 2801 法が適用できない形状の製品で、JIS K 6400-9 で評価され自主登録された抗菌加工製品には、マーク C または D を表示する。（例：軟質発泡材料）
- (5) マーク A、B、C、D のいずれも適用できない、自主登録された抗菌加工製品には、マーク E または F を表示する。
- (6) 自主登録された抗菌剤には、マーク F または G を表示する。
- (7) 抗菌 SIAA マーク基本図形 A～G の近傍に、そのマーク表示がされた製品が販売され使用される国または地域の言葉で、「抗菌」を表す文言を表記しても良い。

### 6-2. 防カビ加工製品と防カビ剤

- (1) 防カビ加工製品として登録された製品には、基本図形 J または K（防カビ SIAA マークという）を表示する。
- (2) 防カビ剤ポジティブリストに記載された防カビ剤には、基本図形 L を表示する。

### 6-3. 抗菌・防カビ加工製品

- (1) 同一製品が抗菌加工製品及び防カビ加工製品の両方で登録された場合は、次のいずれかの表示とする。
  - ・統一した加工製品番号で登録し、マーク M（抗菌・防カビ SIAA マークという）を表示する。
  - ・抗菌 SIAA マークと防カビ SIAA マークとを併記する。

### 6-4. 抗ウイルス加工製品

- (1) ISO 21702 に基づいた試験方法により自主登録された抗ウイルス加工製品には、基本図形 N または O を表示する。
- (2) ISO 21702 を適用できない製品で、自主登録された抗ウイルス加工製品には、基本図形 P または Q を表示する。

## 7. SIAA マークの要件

### (1) 構成

①抗菌加工製品の抗菌 SIAA マークは、「基本図形」、「使用抗菌剤の種類、加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」並びに「抗菌 SIAA マークの主旨の説明文」により構成される。

なお、希望する場合は「使用抗菌剤の種類、加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」並びに「抗菌 SIAA マークの主旨の説明文」を抗菌 SIAA マークから削除することが出来る。但し、その場合は削除した情報を製品又は包装、パンフレット等の販売資料に表示することを原則とする。

②抗菌剤の抗菌 SIAA マークは、「基本図形」、「使用抗菌剤の種類」、「抗菌 SIAA マークの主旨の説明文」並びに「登録番号」から構成され、希望により基本

図形以外は抗菌 SIAA マークから削除できる。

- ③防カビ加工製品の防カビ SIAA マークは、「基本図形」、「防カビ加工」、「登録番号」を必須構成成分とし、これに「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、防カビ加工方法および加工部位を示す文字情報」、並びに「防カビに関する注意事項」から構成され、さらに「オプション情報」を追加することができる。

但し、希望する場合は「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、加工方法および加工部位を示す文字情報」、「防カビに関する注意事項」を SIAA マークから削除することが出来る。但し、その場合は削除した情報及び「登録番号」を、製品又は包装、パンフレット等の販売資料に表示することを原則とする。

- ④防カビ剤の防カビ SIAA マークは、「基本図形」、「ポジティブリスト収載防カビ剤」並びに「防カビ剤ポジティブリストの収載番号」から構成され希望により「防カビ剤ポジティブリストの収載番号」を削除できる。

- ⑤抗菌・防カビ SIAA マークは、「基本図形」、「抗菌・防カビ加工」、「統一登録番号」を必須構成成分とし、これに「使用抗菌剤の種類、抗菌加工方法および加工部位を示す文字情報」、「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、防カビ加工方法および加工部位を示す文字情報」並びに「防カビに関する注意事項」から構成され、さらに「オプション情報」を追加できる。

但し、希望する場合は「使用抗菌剤の種類、抗菌加工方法および加工部位を示す文字情報」、「使用防カビ剤の防カビ剤ポジティブリストの収載番号、防カビ加工方法および加工部位を示す文字情報」並びに「防カビに関する注意事項」を SIAA マークから削除することができる。但し、その場合には削除した情報及び「統一登録番号」を製品又は包装、パンフレット等の販売資料に表示することを原則とする。

- ⑥抗ウイルス加工製品の抗ウイルス SIAA マークは、「基本図形」、「抗ウイルス剤の種類、加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」「抗ウイルスに関する注意事項」並びに「抗ウイルス SIAA マークの主旨の説明文」から構成される。

なお、希望する場合は「基本図形」以外の構成要素を SIAA マークから削除することが出来る。但し、その場合は削除した情報を、製品又は包装、パンフレット等の販売資料に表示することを原則とする。

## (2)表示色

SIAA マーク基本図形の表示色は 4 項に示した通りである。文字情報、登録番号及び SIAA マークの主旨の説明文の色は特に定めず、単色でグラデーションなしとする。

## (3)基本図形の大きさ、文字情報および説明文の字体

表示する SIAA マーク基本図形の大きさは自由に設定できるが、縦横の比率を変更してはならない。また、SIAA マーク基本図形には規格番号と抗菌等の機能を示す文字が含まれているが、それらのフォント、及びマークと文字列間隔の比率はそれぞれ定められており、それらを変更してはならない。

## (4)文字情報

基本図形に付属する文字情報は、登録情報、防カビ又は抗ウイルスに関する注意事項及びオプション情報よりなる。これらの文字情報はその製品が使用される国、地域

の文字で表記することができる。

登録情報は、「使用抗菌剤の種類、使用抗ウイルス加工剤の種類、または防カビ剤ポジティブリスト収載番号」、「抗菌加工方法、防カビ加工方法または抗ウイルス加工方法」、「抗菌加工部位、防カビ加工部位、または抗ウイルス加工部位」、及び登録番号であり、次の①から④に示す文字情報の組み合わせとする。

- ① 抗菌剤・抗ウイルス加工剤の種類・防カビ剤のポジティブリスト収載番号  
抗菌加工製品または抗ウイルス加工製品には、使用抗菌剤または使用抗ウイルス加工剤の種類として、自主登録で申請した抗菌剤または抗ウイルス加工剤の種類「大分類」を記載する。また防カビ加工製品には使用されている全ての防カビ剤について本会の防カビ剤ポジティブリスト収載番号を列記する。
- ② 抗菌加工方法・防カビ加工方法・抗ウイルス加工方法  
自主登録で申請の練り込み、塗装、印刷および焼成の何れかの用語を使用する。ただし、該当するものがないときは消費者に分かり易い用語を申請したうえで使用する。
- ③ 抗菌加工部位・防カビ加工部位・抗ウイルス加工部位  
自主登録で申請の抗菌加工部位、防カビ加工部位または抗ウイルス加工部位を使用する。部分の場合は消費者に分かり易い具体的名称を申請したうえで使用する。
- ④登録番号  
JP0121031A0567X または JP0501032A0567Y のように、会員法人の本籍である国の略称（アルファベット 2 文字）と抗菌加工製品の場合は JIS Z 2801 (ISO 22196) 適合性を示す 3 桁の数字「012」、防カビ加工製品の場合は「051」、抗菌・防カビ製品では「015」、抗ウイルス加工製品では「061」、会員番号を示す 4 桁の数字、区別用アルファベット 1 文字、会員の登録製品番号を示す 4 桁の数字及びチェックデジット 1 文字からなる。

防カビ、または抗ウイルス加工製品に関する注意事項とオプション情報は、防カビ性能または抗ウイルス性能への信頼性を確保するための情報であり、防カビ加工製品または抗菌・防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品にそれぞれ記載する。

#### (5) 抗菌 SIAA マークの主旨の説明文

3 項の基本図形 A または B (ISO 番号付き SIAA マーク) を表示する製品の説明文は、“SIAA マークは ISO 22196 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。”とする。

3 項の基本図形 C、D、E、F または G を表示する抗菌加工製品 (JIS K 6400-9 とシェーク法等での登録を含む) と抗菌剤についての説明文は、“SIAA マークは、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。”とする。

説明文は本規定第 7 項(8) (表示媒体) の中で、新聞・雑誌広告、取扱説明書、TV コマーシャル、インターネット等、形状・機能等の点で説明文を掲載することができる表示媒体において、消費者に分かり易い場所に明瞭に掲載しなくてはならない。抗菌 SIAA マークの主旨の説明文は、その製品が使用される別途定める国、地域の文字で表記できる。

#### (6) 防カビ SIAA マーク、抗菌・防カビ SIAA マークの情報

- ①これらのマークの近傍には、防カビに関する注意事項として以下のすべてを記載す

る。

- ・「防カビ試験は、SIAA 試験法にて実施しています。」
- ・「防カビ加工はカビを死滅させるものではありません。」
- ・「使用条件によってはカビが発生する場合があります。」
- ・「SIAA の安全性基準に適合しています。」

防カビ SIAA マークの注意事項には、さらに次のいずれか、または両方を追加することが出来る。

- ・「特定のカビの生育を抑制します。」
- ・「防カビ加工製品でも、高温・多湿の状況で放置すると、カビが発生しやすくなります。」

②これらのマークの下には防カビ性に関するオプション情報を次の中から選択して記載することができる。

- ・「特定のカビの生育を抑制します。」
- ・「使用条件によってはカビが発生する場合があります。」
- ・「このマークはカビが発生しないことを保証するものではありません。」

#### (7) 抗ウイルス SIAA マークの情報

抗ウイルス SIAA マーク基本図形の近傍に、次の表現を必ず記載する。

- ・「製品上の特定ウイルスの数を減少させます。」

また、マークの近傍には、抗ウイルスに関する注意事項として以下のすべてを記載する。

- ・「抗ウイルス加工は、病気の治療や予防を目的とするものではありません。」
- ・「SIAA の安全性基準に適合しています。」

さらに記載の際の注意事項として、以下を遵守する。

- ① 製品以外への表示は、原則、製品への SIAA マーク表示と同様とする。
- ② SIAA マークや抗ウイルス加工の記載に即して、次のような表現をしてはならない。
  - ・「具体的なウイルス名の記載（試験ウイルス名の記載も不可）」
  - ・「病名の記載、或いは病気やその予防方法の説明」
  - ・「人の疾病の治療や予防に使用される旨、及び人の身体の構造機能に影響を及ぼす旨などを明示・暗示する表現」
  - ・「付記用語に定めた以外の表現、例えば“ウイルスの働きを抑制する”や“ウイルスを不活化させる”等の表現」
- ③ 登録製品本体およびそれに付属するパッケージ、ラベル、取扱説明書、カタログ、パンフレット、技術資料、新聞・雑誌広告、TV コマーシャル、インターネット等にウイルス名を一切記載してはならない。但し、申請時に実施した抗ウイルス試験で使用したウイルス株の ATCC 番号を技術資料（企業向け資料で一般消費者には渡らないもの）に記載することが出来る。

#### (8) 抗ウイルス SIAA マークの主旨の説明文

① 3 項の基本図形 N または O（ISO 番号付き抗ウイルス SIAA マーク）を表示する製品の説明文は、次の通りとする。

「SIAA マークは ISO 21702 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。」

② 3 項のマーク P または Q（ISO 番号なし抗ウイルス SIAA マーク）を表示する製



品の説明文は、次の通りとする。

「SIAA マークは、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。」

(9) 表示媒体

SIAA マークを表示できる製品は、「自主登録受理通知書」に記載された製品であり、それを表示できる媒体は、登録製品本体およびそれに付属するパッケージ、ラベル、取扱説明書、カタログ、パンフレット、技術資料（企業向け資料で一般消費者には渡らないもの）、新聞・雑誌広告、TVコマーシャル、インターネット等とする。

8. マークの周辺文字等の表示例

(1) マーク A または B (ISO 番号付き抗菌 SIAA マーク)



無機抗菌剤・練込  
本体  
JP012\*\*\*\*A\*\*\*\*P

SIAA マークは ISO 22196 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。

(2) マーク C、D、E、F、または G (JIS K 6400-9 付き及び ISO 番号なし抗菌 SIAA マーク)



有機抗菌剤・塗装  
トレー、パッキン  
JP012\*\*\*\*A\*\*\*\*B

SIAA マークは、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。

(3) マーク J または K (防カビ SIAA マーク)



登録情報

- ・ SIAA 防カビ加工製品番号: マーク下に表示
- ・ 防カビ剤ポジティブリスト第xxxxxxx号使用
- ・ 防カビ加工部位・加工方法:



! 注意事項

- ・ 防カビ試験は、SIAA 指定法にて実施しています
- ・ 防カビ加工は、カビを死滅させるものではありません
- ・ 使用条件によってはカビが発生する場合があります
- ・ SIAA の安全性基準に適合しています

オプション情報

- ① マークの下へ追記できる 例: 次の中から選択する
  - ・ 特定のカビの生育を抑制します
  - ・ 使用条件によってはカビが発生する場合があります
  - ・ このマークはカビが発生しないことを保証するものではありません
- ② 注意事項の下への追記できる 例: 次の中から選択する
  - ・ 特定のカビの生育を抑制します
  - ・ 防カビ加工製品でも、高温・多湿の状況で放置すると、カビが発生しやすくなります

(4) マーク L (防カビ剤 SIAA マーク)



(5)マーク M (抗菌・防カビ SIAA マーク)



オプション情報

注意事項の下へ追記できる

例：次の中から選択する

- ・ 特定のカビの生育を抑制します
- ・ 防カビ加工製品でも、高温・多湿の状況で放置すると、カビが発生しやすくなります

登録情報：抗菌加工製品及び防カビ加工製品の両方を表示



- ・ SIAA 抗菌・防カビ加工製品番号：
- ・ 防カビ剤ポジティブリスト第 x x x x x x 号使用
- ・ 防カビ加工部位・方法：

！防カビに関する注意事項

- ・ 防カビ試験は、SIAA 指定法にて実施しています
- ・ 防カビ加工は、カビを死滅させるものではありません
- ・ 使用条件によってはカビが発生する場合があります
- ・ SIAA の安全性基準に適合しています

(6)マーク N または O (ISO 番号付き抗ウイルス SIAA マーク)



無機系・練込  
本体

JP061\*\*\*\*A001M

SIAA マークは ISO 21702 法により評価された結果に基づき、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。



製品上の特定ウイルスの数を減少させます

登録情報

- ・ SIAA 抗ウイルス加工製品番号：マーク下に表示
- ・ 抗ウイルス加工部位・加工方法：○○○○○○○○○○○○

！注意事項

- ・ 抗ウイルス加工は、病気の治療や予防を目的とするものではありません
- ・ SIAA の安全性基準に適合しています

(7)マーク P または Q (ISO 番号なし抗ウイルス SIAA マーク)



有機合成系・コーティング  
本体表面  
JP061\*\*\*\*A\*\*\*\*B

SIAA マークは、抗菌製品技術協議会  
ガイドラインで品質管理・情報公開さ  
れた製品に表示されています。

注意事項等の記載例は、(6)マーク N または O (ISO 番号付き抗ウイルス SIAA マーク) と同様である。

## 9. 調査報告

本会は、SIAA マークの表示に関し、会員に対して調査受入および報告を求めることができる。

## 10. SIAA マークの適正な運用

本会会員より事務局に提出して受理された SIAA マークの使用申請の内容と異なる不適切な表示が認められた場合には、SIAA マークの表示者に対して改善を要請することが出来る。

制定：平成 10 年 11 月 30 日  
改訂：平成 11 年 6 月 2 日  
改訂：平成 12 年 6 月 22 日  
改訂：平成 13 年 6 月 22 日  
改訂：平成 15 年 5 月 15 日  
改訂：平成 16 年 5 月 19 日  
改訂：平成 19 年 5 月 21 日  
改訂：平成 19 年 12 月 21 日  
改訂：平成 20 年 2 月 6 日  
改訂：平成 20 年 5 月 19 日  
改訂：平成 23 年 3 月 17 日  
改訂：平成 25 年 12 月 13 日  
改訂：平成 26 年 2 月 12 日  
改訂：平成 26 年 3 月 20 日  
改訂：平成 26 年 6 月 30 日  
改訂：平成 28 年 3 月 24 日  
改訂：平成 28 年 12 月 8 日  
改訂：平成 29 年 5 月 18 日

改訂：平成 30 年 12 月 11 日  
改訂：平成 31 年 3 月 26 日  
(抗ウイルス加工製品の運用は  
ISO 21702 の発行後とする)